

作成年月日	平成 28 年 2 月 12 日
作成部局	県 土 整 備 部 産 業 労 働 部

## まちづくりの推進

人口減少・少子高齢社会の本格到来や東日本大震災などによる災害意識への高まりなど、近年のまちづくりを取り巻く社会状況は変化している。県民等へ今後のまちづくりの基本的な考え方・施策の方向性を示す「まちづくり基本方針」や県民の住生活の安定確保や向上に関する「兵庫県住生活基本計画」に定める施策に取り組むことにより、地域がつくり、未来へつなぐまちづくりを推進する。

### 1 安全・安心（10,753 百万円）

#### (1) 安全に暮らせるまちづくり（1,149 百万円）

##### ① 住宅の耐震化の促進（632,640 千円）

##### ア 簡易耐震診断推進事業（41,712 千円）

住宅の安全性に対する県民の意識を高め、耐震化への動機付けを行うため、市町が実施する簡易耐震診断推進事業を支援

- ・対象住宅 昭和56年5月以前着工の住宅
- ・補助基本額 戸建住宅 30.9又は62.4千円、共同住宅 62.4～315千円/棟
- ・負担割合 申請者負担1割、残りを国1/2、県1/4、市町1/4
- ・実施主体 市町

##### イ ひょうご住まいの耐震化促進事業（589,928 千円）

##### ○ 住宅耐震化補助（492,800 千円）

地震に対する十分な安全性を確保するため、所有する住宅の改修計画策定や改修工事を実施する県民等に対し助成

区 分	耐震改修計画策定費補助	耐震改修工事費補助										
対象住宅	昭和 56 年 5 月以前着工の住宅で、耐震診断の結果、耐震性が低いと診断されたもの 等											
対 象 者	対象住宅の所有者	対象住宅を所有する県民で、所得が 1,200 万円以下の者										
補 助 額	<b>戸建住宅</b> 費用の 2/3(上限 20 万円) <b>共同住宅</b> 費用の 2/3 (上限 12 万円 /戸)	<b>戸建住宅</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費</th> <th>補助額(定額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 万円以上 100 万円未満</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>100 万円以上 200 万円未満</td> <td>50 万円</td> </tr> <tr> <td>200 万円以上 300 万円未満</td> <td>80 万円</td> </tr> <tr> <td>300 万円以上</td> <td>100 万円</td> </tr> </tbody> </table> <b>共同住宅</b> 工事費の 1/2 (上限 40 万円/戸)	工事費	補助額(定額)	50 万円以上 100 万円未満	30 万円	100 万円以上 200 万円未満	50 万円	200 万円以上 300 万円未満	80 万円	300 万円以上	100 万円
工事費	補助額(定額)											
50 万円以上 100 万円未満	30 万円											
100 万円以上 200 万円未満	50 万円											
200 万円以上 300 万円未満	80 万円											
300 万円以上	100 万円											
予定戸数	600 戸	542 戸										
実施主体	県											

○ 部分型耐震化補助（46,250千円）

部分的な改修工事により、安価で簡易な耐震化を実施する県民に対し助成

区 分		簡易耐震改修 工事費補助	シェルター型 工事費補助	屋根軽量化 工事費補助
対象 住宅	種 別	昭和56年5月以前 着工の戸建住宅	昭和56年5月以前 着工の戸建住宅	昭和56年5月以前 着工の木造戸建住宅
	評 点	0.7未満	1.0未満	0.7以上1.0未満
対 象 者		対象住宅を所有する県民で、所得が1,200万円以下の者		
補 助 額		50万円（定額）		
予 定 戸 数		100戸		
実 施 主 体		県	市町	

○ 住宅建替補助（43,750千円）

所有する住宅の安全性を改修工事ではなく、建替えにより確保しようとする県民に対し助成

対 象 住 宅	昭和56年5月以前着工の戸建住宅で、耐震診断の結果、耐震性が低いと診断されたもの等（現地で建て替える場合に限る）
対 象 者	対象住宅を所有する県民で、所得が1,200万円以下の者
補 助 額	100万円（定額）
予 定 戸 数	175戸
実 施 主 体	市町

○ **新**意識啓発補助（7,128千円）

耐震化への意識啓発活動を充実させるため、市町が行う草の根的な意識啓発活動を支援

対 象 活 動	出前講座、相談会、現地見学会の開催、耐震化イベント、広報の充実など市町が行う草の根的な意識啓発活動に要する費用
補 助 額	費用の1/4（上限100万円/市町）

**ウ 防災ベッド等設置助成事業（1,000千円）**

大地震時に人命を守る防災ベッド等を設置する県民に対し助成

対 象 住 宅	昭和56年5月以前着工の戸建住宅で、耐震診断の結果、耐震性が低いと診断されたもの等
対 象 者	対象住宅を所有する県民で、所得が1,200万円以下の者
補 助 額	10万円/台（定額）
予 定 台 数	40台
実 施 主 体	市町

## ② 大規模多数利用建築物等の耐震化の促進（465,685千円）

法により耐震診断が義務付けられた大規模多数利用建築物等の耐震化を支援  
平成28年度からは、建替工事も補助対象として支援を拡充

区 分		大規模多数利用建築物等 耐震化助成事業	大規模避難施設 耐震化助成事業																				
対 象 建 築 物		昭和56年5月以前着工の 建築物	大規模多数利用建築物のうち、 避難所としての活用が可能なホテル・ 旅館等で、県又は市町と協定 を締結したもの																				
規 模 ・ 用 途		物販店、旅館等 : 3階かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上 小・中学校 : 2階かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上 幼稚園、保育所 : 2階かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上 等																					
負 担	補 強 設 計	<table border="1"> <tr> <td>国①</td> <td>国②</td> <td>県</td> <td>市町</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>2/9</td> <td>2/9</td> <td>1/9</td> <td>1/9</td> <td>1/3</td> </tr> </table>	国①	国②	県	市町	事業者	2/9	2/9	1/9	1/9	1/3	<table border="1"> <tr> <td>国①</td> <td>国②</td> <td>県</td> <td>市町</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>1/6</td> <td>1/3</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> </tr> </table>	国①	国②	県	市町	事業者	1/6	1/3	1/6	1/6	1/6
	国①	国②	県	市町	事業者																		
2/9	2/9	1/9	1/9	1/3																			
国①	国②	県	市町	事業者																			
1/6	1/3	1/6	1/6	1/6																			
	補 助 対 象 限 度 額	物販店、旅館等 10,810 千円 小・中学校 7,720 千円 幼稚園、保育所 5,400 千円	補助対象面積×m <sup>2</sup> 単価(1,030 円/m <sup>2</sup> ) + 3,080千円																				
割	改 修 工 事	<table border="1"> <tr> <td>国①</td> <td>国②</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>21.8%</td> <td>11.5%</td> <td>55.2%</td> </tr> </table> <small>県 5.75% / 市町 5.75%</small>	国①	国②	事業者	21.8%	11.5%	55.2%	<table border="1"> <tr> <td>国②</td> <td>県</td> <td>市町</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>1/3</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> <td>4/15</td> </tr> </table> <small>国① 1/15</small>	国②	県	市町	事業者	1/3	1/6	1/6	4/15						
	国①	国②	事業者																				
21.8%	11.5%	55.2%																					
国②	県	市町	事業者																				
1/3	1/6	1/6	4/15																				
	補 助 対 象 限 度 額	物販店、旅館等 377,000 千円 小・中学校 226,000 千円 幼稚園、保育所 113,000 千円	補助対象面積×m <sup>2</sup> 単価(50,300 円/m <sup>2</sup> )																				
予 定 棟 数		補強設計 11 棟、改修工事等 1 棟	補強設計 14 棟、改修工事 5 棟																				
実 施 主 体		市町																					

(注1) 建物除却は、国 1/6、県 1/12、市町 1/12、事業者 2/3の負担割合で補助（大規模多数利用建築物等耐震化助成事業のみ）

(注2) 国①は上乘せ補助（耐震対策緊急促進事業）、国②は通常補助（社会資本整備総合交付金）

## ③ 中規模多数利用建築物の耐震化の促進（20,366千円）

中規模多数利用建築物の耐震診断、改修工事（建替えも含む）等を支援

### ア 中規模多数利用建築物耐震診断助成事業

- ・対象建築物 昭和56年5月以前着工の建築物
- ・規模・用途 物販店、旅館等 : 3階かつ2,000m<sup>2</sup>以上  
小・中学校 : 2階かつ1,500m<sup>2</sup>以上  
幼稚園、保育所 : 2階かつ750m<sup>2</sup>以上 等
- ・負担割合 国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3
- ・予定棟数 耐震診断6棟
- ・実施主体 市町

### イ (新) 中規模避難施設耐震化助成事業

- ・対象建築物 中規模多数利用建築物のうち、避難所としての活用が可能なホテル・  
旅館等で、県又は市町と協定を締結したもの
- ・負担割合 国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3
- ・予定棟数 補強設計6棟、改修工事1棟
- ・実施主体 市町

#### ④ **新**小規模多数利用建築物の耐震化の促進（1,050千円）

小規模多数利用建築物の耐震診断を支援

##### ア 小規模多数利用建築物耐震診断助成事業

- ・対象建築物 昭和56年5月以前着工の建築物
- ・規模・用途 物販店、旅館等 : 3階かつ1,000㎡以上  
小・中学校 : 2階かつ1,000㎡以上  
幼稚園、保育所 : 2階かつ500㎡以上 等
- ・負担割合 国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3
- ・予定棟数 耐震診断7棟
- ・実施主体 市町

#### ⑤ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進（25,318千円）

大規模災害時の緊急物資の輸送・避難路の確保を図るため、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断や改修工事等を支援

- ・対象建築物 昭和56年5月以前着工の建築物
- ・位置 兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送道路の沿道
- ・規模 高さが前面道路幅員の1/2を超えるもの  
(前面道路幅員が12m以下の場合は高さ6m以上のもの)
- ・負担割合 国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3
- ・予定棟数 耐震診断6棟、補強設計2棟、改修工事1棟、建物除却1棟
- ・実施主体 市町

#### ⑥ **拡**住宅の土砂災害対策への支援（4,284千円）

土砂災害特別警戒区域内等の既存住宅を改修又は移転する者に対し助成

##### ア (新)改修支援

- ・対象経費 住宅の改修に要する費用
- ・負担割合 国11.5%、県5.75%、市町5.75%
- ・実施主体 市町

##### イ 移転支援

- ・対象経費 住宅の移転に要する費用
- ・負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4
- ・実施主体 市町

## (2) 安心して暮らせるまちづくり (439百万円)

### ① ユニバーサル社会づくり推進地区の整備 (12,367千円)

県が指定する推進地区において、ユニバーサル社会実現のために住民や企業・NPO等が市町と協働して取り組むソフト・ハード両面からのまちづくりを支援

- 事業プラン策定費助成
- 推進地区PR案内板設置費補助
- 推進地区協議会活動費助成
- 推進地区施設改修費等補助 (通常型・大規模型)

### ② 公共交通バリアフリー化の促進 (60,019千円)

- 鉄道駅舎エレベーター等設置費補助

国の基本方針や県の福祉のまちづくり基本方針での目標達成に向け、平均乗降客数が1日当たり3千人以上の駅について、バリアフリー化を実施

・整備予定 3駅 (JR塚口駅、阪急花隈駅、山電江井ヶ島駅)

- ノンステップバス等購入補助

・導入予定 38台 (対象：民間バス事業者)

### ③ 人生80年いきいき住宅助成事業の実施 (359,000千円)

高齢者をはじめとするすべての県民が住み慣れた住宅で自立した生活を送ることが出来るよう、段差解消、手すり設置等の既存住宅の改造を支援

- 予定件数 約2,700件
- 助成対象 住宅改造・一般型、特別型、増改築・一般型、特別型、共同住宅(分譲)共用型

### ④ 兵庫県住生活基本計画等の改定 (7,554千円)

県民の住生活の安定確保及び向上の促進に関する基本的な計画である「兵庫県住生活基本計画(平成23年度改定)」及び「兵庫県高齢者居住安定確保計画(平成23年度策定)」について、社会経済情勢の変化に対応するため、各種統計調査の分析や先行取組事例の調査等を踏まえ改定

## (3) 適切な県営住宅整備・管理の推進 (9,165百万円)

### ① ひょうご県営住宅整備・管理計画の推進

県営住宅の整備と管理に関する基本的方向や重点施策等を定めた「ひょうご県営住宅整備・管理計画(計画期間：H28～37年度)」に基づき、適切な整備・管理を推進するとともに、条例を改正し、県外からの移住・定住の受皿として活用

### ② 県営住宅の効率的・効果的な整備 (9,164,944千円)

県営住宅のストックの有効活用と居住水準の向上を図るため、建替や修繕による耐震化・バリアフリー化を推進

- 建替事業 400戸
- 改修事業 耐震改修工事、エレベーター設置 等

## 2 環境との共生（663百万円）

### （1）自然環境と調和するまちづくり（663百万円）

#### ① **拡**県民まちなみ緑化事業の推進（640,000千円）（県民緑税充当事業）

県民緑税を活用し、住民団体等が実施する植樹や芝生化等の緑化活動を支援  
平成28年度からの第3期事業より従来の住民団体等への支援に加え、多くの県民が利用する駅周辺等の公共性が高い都心空間のまとまった緑化を行う協議会への支援、校庭の芝生化におけるポップアップ式スプリンクラー設置等の初期施設等費用の加算を追加

- 対象地域 市街化区域及び緑条例のまちなみの区域等  
(校庭の芝生化は全県、大規模都心緑化は人口集中地区内の駅周辺が対象)
- 事業概要（第3期からの拡充内容は下表着色部分）

整備内容	実施主体	対象経費	補助率	最小面積	限度額
一般緑化	住民団体	緑化資材費・自主施工困難な施工費	10/10	30㎡	400万円
	法人・個人	緑化資材費・施工費	1/2	100㎡	250万円
校庭の芝生化	住民団体	緑化資材費・自主施工困難な施工費	10/10	30㎡	400万円
		<b>初期施設等費用加算</b>	—	—	<b>100万円</b>
	法人・個人	緑化資材費・施工費	1/2	100㎡	250万円
		<b>初期施設等費用加算</b>	—	—	<b>50万円</b>
ひろばの芝生化	住民団体	緑化資材費・自主施工困難な施工費	10/10	30㎡	400万円
	法人・個人	緑化資材費・施工費	1/2	100㎡	250万円
駐車場の芝生化	住民団体	緑化資材費・施工費(資材費の1/4まで)	10/10	100㎡	375万円
	法人・個人	緑化資材費・施工費	1/2	100㎡	250万円
屋上緑化・壁面緑化	法人・個人	緑化資材費・施工費	1/2	100㎡	屋上：250万円 壁面：75万円
<b>大規模都心緑化</b>	<b>協議会</b>	<b>緑化資材費・施工費</b>	<b>1/2</b>	<b>1,000㎡</b>	<b>2,500万円</b>

#### ② **拡**尼崎21世紀の森子育て支援型公園の展開（21,000千円）

未来を担う子ども達が、100年をかけて生物多様性の森づくりを進める「21世紀の森」の自然から多くのことが学べるよう、各年代に応じたプログラムを提供し、子ども達の成長を支援

- 事業内容
  - ・ 尼崎の森中央緑地独自の環境学習の実施
  - ・ 親子体験イベントの実施

#### ③ 県立都市公園の整備・管理運営基本計画の策定

県立都市公園を取り巻く課題、ニーズを踏まえ、県立都市公園の今後の役割、方向性を明らかにし、的確に公園の整備・管理運営を推進するための計画を平成27年度末に策定予定であり、同計画に基づき、各公園施設のリノベーションや利用プログラムなど魅力的な公園づくりを推進

#### ④ 園芸療法の定着促進（1,800千円）

植物が持つ心身を癒やす働きに注目した園芸療法の普及促進を図るため、園芸療法の実施や定着率向上を支援

- 園芸療法士の派遣事業
  - ・事業内容 園芸療法による治療・リハビリテーションを支援するため、兵庫県園芸療法士を県内の福祉施設等に派遣
- コーディネーター配置
  - ・業務内容 療法実施施設現地調査、定着促進・効果の実証、情報収集

### 3 魅力と活力 (3,556百万円)

#### (1) 地域の活力を生み出すまちづくり (3,403百万円)

##### ① **拡**都市計画区域マスタープランに基づく都市づくりの推進

都市計画区域マスタープラン(平成27年度末改定)に基づき、安全・安心な都市空間の創出、地域のイニシアティブ(主導)による魅力的な都市づくり、持続可能な都市構造の形成に向けた都市づくりを推進

- 地区計画制度、特別指定区域制度、開発許可制度を積極的に活用した市街化調整区域における計画的なまちづくりの推進
- オールドニュータウンの再生等に向けた用途地域の柔軟かつ適切な見直し
- 土砂災害特別警戒区域等の災害の発生リスクのある区域における市街化調整区域への編入等の土地利用規制の見直しの検討

##### ② 阪神甲子園駅総合改善事業の実施 (31,600千円)

駅の利便性及び安全性の向上を図るため、西宮市とともにバリアフリー化整備、ホーム拡幅等を支援

- 事業内容 バリアフリー化、ホーム拡幅、県道桁下空間の確保 等
- 事業期間 平成23年度～28年度
- 平成28年度事業 ホーム、西改札改良工事 等

##### ③ 市街地再開発事業の推進 (2,099,789千円)

既成市街地の健全なまちづくりを図るため、都市計画法及び都市再開発法に基づく土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を推進

- 対象地区 明石駅前南地区、三田駅前Bブロック地区
- 事業主体 市街地再開発組合
- 補助対象 土地整備費、共同施設整備費 等

##### ④ 土地区画整理事業の推進 (1,143,000千円)

都市における防災性の向上、生活環境の改善及び良好な宅地の供給を図るため、都市基盤整備を推進

- 対象地区 英賀保駅周辺地区、野中・砂子地区
- 事業主体 土地区画整理組合
- 補助対象 道路整備費、物件補償費

##### ⑤ **拡**密集市街地対策の推進

密集市街地の解消を図るため、建築基準法等の緩和規定を活用して建替等を誘導する「(仮)兵庫県密集市街地対策マニュアル」(平成27年度策定予定)をもとに、市町と連携して対策を推進

##### ⑥ **新**兵庫県国土利用計画の改定 (1,229千円)

県土の総合的かつ計画的な利用を図るための基本的事項等を定める兵庫県国土利用計画について、全国計画の改定や、社会経済状況の変化を踏まえ改定

- 審議会等の開催
  - ・ 審議会 2回
  - ・ 特別委員会 3回
- 審議・検討事項
  - ・ 現行計画の評価・検証
  - ・ 県土利用に係る課題抽出
  - ・ 県土の利用区分ごとの新たな規模目標 等



⑦ **拡大規模集客施設の適正な立地（1,159千円）**

「大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（大規模集客施設条例）」及び「広域土地利用プログラム」を運用し、市町域を越えて都市機能に影響を及ぼす大規模集客施設の立地の適正化を推進するとともに、条例を改正し、閉店時の届出制度の運用を開始

⑧ **三宮駅周辺の再整備の推進**

民間開発を促進し、兵庫の玄関口にふさわしい国際競争力のある魅力的な街となるよう神戸市と連携しながら特定都市再生緊急整備地域の指定等の取組を実施

⑨ **商店街の活性化とまちの再整備の総合的な推進（39,250千円）**

商店街とその周辺住宅地において、商店街の活性化をまちづくりの観点から捉え直し、商業者に加え、まちに居住する地域住民等が主体となって実施する「商店街の活性化」と「まちの再整備」を総合的に支援

＜地域住民が策定するまちなか再生計画の内容＞

対象区域	まちなか再生区域（商店街と周辺住宅地を含み、総合的にまちづくりを推進する区域）	
地区設定	商店街活性化地区 将来に亘り商業機能の維持・活性化を図り、効果的・重点的に商業振興を推進	まち再生整備地区 商店街の賑わいづくりに寄与する多用途導入や、顧客増加につながる良質な住宅整備等のまちづくりを推進
実施事業	商店街活性化事業	まち再生整備事業

＜支援地区＞ 神戸市水道筋商店街、洲本市商店街 ほか

○ **まちなか再生協議会等の運営支援（10,500千円）**

商店街と周辺住宅地を含む区域で行う総合的なまちづくりを推進するため、まちなか再生協議会の設立及びまちなか再生計画の策定等を支援

[まちなか再生アドバイザーの派遣]

- ・対象者 まちなか再生協議会の設立をめざす商店街や住民団体等
- ・派遣費用 上限150万円／年・箇所（最長5年間）

[協議会等の運営支援]

- ・対象者 まちなか再生協議会、まちなか再生計画に位置つけた事業を実施するまちづくり会社等
- ・対象経費 計画策定費、事務所借上費、会場使用料、広報紙作成費、先進地視察経費 等
- ・補助基本額 上限300万円／年・箇所（最長5年間）（県1/2、市町1/2）

○ **小規模再開発の支援（15,550千円）**

既存商店街の活性化のため、まちなか再生計画の区域内で国庫補助を受けて実施される共同住宅や賑わい再生につながる施設の導入を支援

- ・事業主体 まちなか再生協議会等
- ・補助対象 調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費
- ・負担割合 国1/3、県1/6、市町1/6、協議会等1/3

○ **拡**商店街再編事業【産業労働部】（12,200千円）

ア 店舗再編促進事業

まちなか再生計画に基づく再編対象の店舗移転を支援

- ・対象経費 引越費用
- ・補助限度額 20万円
- ・負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3

イ 再編店舗開業支援事業

(7) **新**誘致支援

協議会がまちなか再生計画に基づく複数店舗を誘致するためのコンサルへの委託経費を支援

- ・補助限度額 100万円
- ・補助率 県2/3、事業者1/3

(イ) 開業支援

まちなか再生計画に基づく店舗の移転開店に伴う内装工事費等を支援

- ・対象経費 内装工事費等
- ・補助限度額 400万円
- ・補助率 県2/3、事業者1/3

ウ 再編店舗円滑化事業

まちなか再生計画に基づく店舗の移転開店に伴う家賃を支援

- ・対象経費 店舗賃借料
- ・補助額 実家賃の1/2（ただし、入居面積（㎡）×1,000～200（円/㎡・月）に基づき算出された額を上限）
- ・補助期間 最長3年

○ 商店街シンボル建築物再生支援事業（1,000千円）

まちの歴史や文化を物語る象徴的な建築物を修理・改修し、利活用する取組を支援

- ・対象経費 設計費、改修工事費
- ・補助基本額 設計費：300万円、改修工事費：3,000万円  
（平成28年度は設計費のみ）
- ・負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3

⑩ **地域商業の再生・活性化**【産業労働部】（83,149千円）

商店街とまちの再生に向け、地域特性や住民ニーズに応じたコミュニティ機能強化の取組、共同施設整備、空き店舗対策など商店街の主体的な取組を支援

○ **拡**商店街元気づくり事業（43,200千円）

商店街の賑わい創出、魅力づくり、地域コミュニティ機能向上を一体的に促進するため、地域と一体となったイベント等を支援（連続イベントに対する支援を拡充）

○ **拡**新規出店・開業支援事業（31,949千円、うち復興基金1,354千円）

空き店舗を活用した新規出店や子育て・高齢者支援施設等の設置を支援

○ **拡**商店街ご用聞き・共同宅配の実施（8,000千円）

買い物利便性の低い市街地又は中山間地域等における商店街等が行う、地域特性や住民ニーズに応じた買い物利便性を高める取組を支援

⑪ ひょうご自転車まちづくりの推進（3,663千円）＜平成27年度2月経済対策補正＞

現在策定中のひょうご自転車まちづくり推進計画に基づき、モデル地区候補地の詳細調査を行い、モデル地区の指定やその地区で行う施策等の実施計画を策定

○モデル地区実施計画の策定

- ・モデル地区指定プログラムの策定
- ・モデル地区候補地詳細調査
- ・実施計画の策定

○第2回自転車まちづくりシンポジウム

モデル地区において行政関係者、県民等を対象としたシンポジウム等を開催

(2) 地域の魅力を活用したまちづくり（153百万円）

① 景観支障建築物等への対応（6,000千円）

良好な景観形成を推進するため、周辺の良い景観に悪影響を及ぼしている建築物等を所有者等が自ら除却・改修する場合に経費の一部を助成

区 分	除却費助成	改修費助成			
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域景観形成地域のうち、規則で特に指定する区域（県景観条例指定）</li> <li>・景観形成地区（県・市町景観条例指定）</li> </ul> ※政令市・中核市は除く				
対象建築物等	管理不全状態（破損・腐食の面積割合が10%を超える）にある建築物等で、条例に基づく指導・助言を受けているもの				
負担割合	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">県 1/3</td> <td style="text-align: center;">市町※ 1/3</td> <td style="text-align: center;">所有者等 1/3</td> </tr> </table> ※ 県条例指定区域の場合、市町随伴は期待		県 1/3	市町※ 1/3	所有者等 1/3
県 1/3	市町※ 1/3	所有者等 1/3			
助成対象 限度額	木 造：2,000千円/件 非木造：7,000千円/件				

② 中古住宅流通の促進（3,600千円）

安全・安心で良質な中古住宅の流通を促進するため、建築士等による建物検査（インスペクション）を実施する団体に対して活動経費を助成

- ・対象経費 公的な民間団体から構成される団体が行うインスペクションの実施及び普及に係る活動経費
- ・補助額 3,600千円/団体・年

③ 空き家対策の推進（93,295千円）

○**拡**空き家の活用支援（77,975千円）

既存ストックの有効活用や地域の活性化を促進するため、一戸建ての空き家を、住宅、事業所又は地域交流拠点として活用するための改修費等を助成（平成28年度から都市部（市街化区域）でも一般化して実施）

対象市町	政令市及び中核市を除く市町 (姫路市の旧香寺町・安富町・夢前町・家島町の区域は対象)		
対象区域	市街化区域を除く区域 (合併前の旧町中心部の市街化区域は対象)		市街化区域 (合併前の旧町中心部の市街化区域は除く)
対象経費	一戸建ての空き家を住宅等に活用するための改修費等		
住宅事業所	県	1/3 (上限1,000千円) 移転費 (上限100千円)	1/4 (上限750千円) 移転費 (上限100千円)
	市町	(随伴期待)	1/4 (750千円)
	所有者	2/3 (2,000千円)	1/2 (1,500千円)
地域交流拠点	県	1/2 (上限5,000千円)	1/4 (上限2,500千円)
	市町	(随伴期待)	1/4 (2,500千円)
	所有者	1/2 (5,000千円)	1/2 (5,000千円)

○ 老朽危険空き家の除却支援の実施 (15,320千円)

居住環境の整備や改善等を図るため、倒壊等により周辺に危険が及ぶおそれのある空き家の除却を支援

- ・ 補助対象 市町 (市町が空き家所有者に対して実施する補助への支援)
- ・ 補助率等

区 分	通 常	被 災 特 例								
対象要件	以下の全ての要件を満たす空き家 ア 空き家再生等推進事業 (国庫補助事業) を活用するもの イ 倒壊等により前面道路や近隣など周辺に危険が及ぶおそれがあり、市町が空家等対策の推進に関する特別措置法、条例又は要綱に基づき、指導、助言等を行っているもの									
対象経費	老朽危険空き家の除却工事の実施に要する経費									
県補助率	1/6 かつ市町が助成する額の 1/4	1/5 かつ市町が助成する額の 1/4								
県補助限度額	333 千円以内	400 千円以内								
(負担割合例)	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">国 1/3</td> <td style="text-align: center;">県 1/6</td> <td style="text-align: center;">市町 1/6</td> <td style="text-align: center;">所有者 1/3</td> </tr> </table>	国 1/3	県 1/6	市町 1/6	所有者 1/3	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">国 2/5</td> <td style="text-align: center;">県 1/5</td> <td style="text-align: center;">市町 1/5</td> <td style="text-align: center;">所有者 1/5</td> </tr> </table>	国 2/5	県 1/5	市町 1/5	所有者 1/5
国 1/3	県 1/6	市町 1/6	所有者 1/3							
国 2/5	県 1/5	市町 1/5	所有者 1/5							
そ の 他	—	一部損壊以上の被災した空き家								

#### ④ 古民家再生促進支援事業（20,414千円）

優良な住宅ストックの活用、伝統的木造建築技術やまちなみ景観の維持・継承を図るため、古民家の再生を支援

○ 建物調査

専門家を派遣して古民家を調査し、修繕・再生の可能性について助言

○ 古民家再生提案

建物調査を行った古民家のうち、特に再生を推奨するものについて、専門家を派遣して再生提案を実施

○ 改修工事費助成

再生提案した古民家のうち、地域活動や交流・宿泊体験施設及び店舗など地域の賑わいや地域活性化に資する施設改修に補助

・補助額（対象工事費の1/3を上限とする）

対象工事費		補助額（定額）
一般建築物	5,000千円以上、10,000千円未満	2,500千円
	10,000千円以上	3,330千円
歴史的建築物	10,000千円以上、20,000千円未満	5,000千円
	20,000千円以上	6,660千円

#### ⑤ 城崎温泉地区大規模火災への対応（30,000千円）

城崎温泉にふさわしいまちなみ景観を創出し、かつ災害に強い街区としての早期再建を支援

○ 修景助成事業

修景計画に基づく建築物の再建に伴う外観の修景工事費等を助成

・負担割合 県1/2、市・所有者等1/2（通常：県1/3）

・助成対象限度額 10,000千円／棟

## 4 自立と連携（36百万円）

### （1）交流と連携によるまちづくり（35百万円）

#### ① **郊外型住宅団地再生先導的支援事業の実施**（27,592千円）

急激な人口減少・高齢化による地域活力の低下、空き家・空き地の増加等が懸念されている郊外型住宅団地において、再生に向けた取組を普及・啓発するとともに、地域や市町が実施する再生に向けた取組を支援

[対象地域：政令市及び中核市を除く区域で、人口減少や高齢化が進展しているオールドニュータウンを原則とする]

#### ○普及啓発及び再生計画策定等への支援（6,472千円）

- ・「(仮称)郊外型住宅団地再生ガイドライン」の普及啓発
- ・コーディネーター派遣事業（地域への専門家派遣）  
派遣人数 2人/地区（3回まで支援）
- ・再生計画策定等支援事業
  - (ア) 対象経費 再生計画策定等に必要なコンサルタント委託経費
  - (イ) 対象限度額 2,000千円
  - (ウ) 負担割合 県1/2、市町1/2（最長3年間）

#### ○ **新転入者住宅改修工事利子補給事業**（2,600千円）

団地転入者が、既存住宅を取得して改修する際に利用するローンへの利子補給

対 象 者	団地内の既存住宅を取得し転入する者
対 象 工 事	耐震性がある住宅において実施する改修工事
利子補給対象 融 資 限 度 額	10,000千円（原則として改修に係るローンを対象とするが、取得・リフォーム一体型ローンの場合は限度額の範囲内で対象とする。）
利子補給率 ( 補 助 額 )	1%（最大100千円）（県50千円/年、市町50千円/年）
利子補給期間 ( 補 助 額 )	3年（最大300千円）（県150千円、市町150千円）

#### ○ **新子育て向け賃貸住宅供給支援事業**（9,020千円）

事業者等が空き家等を買取り、又は借り上げ、新婚・子育て世帯向けの賃貸住宅とする場合に改修費及び買取費を補助 ※地域優良賃貸住宅制度（国庫補助）を活用

	改修費	買取費
対 象 者	地域優良賃貸住宅制度（国制度）を活用して、新婚・子育て向け賃貸住宅を供給する事業者等	
補 助 対 象	劣化部分の改修工事及び子育てのために必要な改修工事	住宅の買取に係る費用 （土地代は除く）
補 助 基 本 額	2,700千円	13,320千円
負 担 割 合	【 県 】 1/6（450千円） 【 市町 】 1/6（450千円） 【 国 】 1/3（900千円）	【 県 】 1/36（370千円） 【 市町 】 1/36（370千円） 【 国 】 1/18（740千円）

○**新**高齢者住み替え支援事業（9,000千円）

高齢者が、現に居住している住宅を若年世帯等に賃貸する場合に改修費を補助

対 象 者	現に居住している自宅を賃貸する高齢者
補 助 対 象	・延べ面積が概ね100㎡以上の一戸建て住宅 ・劣化部分の改修工事等の賃貸化に必要な工事
補 助 基 本 額	3,000千円
負 担 割 合	【県】1/6（500千円） 【市町】1/6（500千円）

○**新**地域学連携促進事業（500千円）

大学や高校等が住民と連携して、一定期間団地内において、再生方策の提案や地域活動をする場合にその経費の一部を補助

対 象 者	地域活動を実施する大学（研究室含む）及び高校等
補 助 対 象	大学等が住民と連携し、一定期間、地域活動を実施するために必要な経費（活動拠点の賃料等）
補 助 基 本 額	500千円 ※最長2年間
負 担 割 合	【県】1/2（250千円） 【市町】1/2（250千円）

②**拡**オールドニュータウン再生モデル事業（明舞団地）（7,166千円）

地域主体のオールドニュータウン再生のモデルとして、明舞団地において、住民組織等による地域の自主運営に向けた取組を支援

○**新**住み替え促進モデル構築支援事業

高齢者の移転と若年世帯の呼び込みを促進するため、地元事業者等と連携した住み替えシステムの構築に向け、モデルを検討、試行

- ・住み替えシステム構築検討事業、エリアマネジメント立ち上げ支援事業

○ 地域の魅力創出支援事業

- ・明舞団地魅力創出事業、学生シェアハウスの公募、明舞住民講座支援事業

○ 明舞団地における再生の促進

- ・まちづくり委員会の運営、明舞団地再生計画改定

(2) 地域の自立に向けたまちづくりへの支援（1百万円）

① 人間サイズのまちづくり賞の実施（187千円）

まちづくりに対する県民意識の高揚、普及啓発を図るため、安全・安心・魅力あるまちづくりに寄与する優れたまちなみや建築物、顕著な功績のあった団体等を顕彰

[問合せ先] 県土整備部県土企画局総務課 078-362-9283  
産業労働部産業振興局経営商業課 078-362-3326

平成28年度 まちづくり関連の主な施策体系		金額(百万円)
<b>1 安全・安心</b>		<b>10,753</b>
	(1) 安全に暮らせるまちづくり	1,149
	(2) 安心して暮らせるまちづくり	439
	(3) 適切な県営住宅整備・管理の推進	9,165
<b>2 環境との共生</b>		<b>663</b>
	(1) 自然環境と調和するまちづくり	663
<b>3 魅力と活力</b>		<b>3,556</b>
	(1) 地域の活力を生み出すまちづくり	3,403
	(2) 地域の魅力を活用したまちづくり	153
<b>4 自立と連携</b>		<b>36</b>
	(1) 交流と連携によるまちづくり	35
	(2) 地域の自立に向けたまちづくりへの支援	1
<b>合 計</b>		<b>15,008</b>

※ 上記金額には、県営住宅事業特別会計の建設費等を含む。